



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名：株式会社 ツ ガ ミ
代表者名：代表取締役 CEO 西嶋 尚生
(東証 第一部 コード番号 6101)
問合せ先： 上席執行役員
管理部部长 早崎 敬二

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人および当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、下記の通り平成26年6月20日開催予定の当社第111期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社使用人および当社子会社の取締役に対して、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 200 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 200,000 株を上限とし、下記(3)①により対象株式数（以下に定義する。）が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は 1,000 株とする。

ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ

たときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）または割当日の前日の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 2 年を経過した日から 3 年間とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧その他の新株予約権の権利行使の条件については、当社取締役会決議およびこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

以 上